

高齢者虐待防止法の通報規定

虐待の早期発見・通報は、虐待を深刻な事態に至らせないために極めて重要

- 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある者や養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。〔法第5条要約〕
- 養介護施設従事者等は、その勤務先において養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。〔法第21条要約〕
- 養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない。〔法第7条2項要約〕

虐待防止のための通報は、その他の守秘義務に関する法律により妨げられない

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、養護者・養介護施設等従事者による高齢者虐待防止のために高齢者虐待防止法に基づいて通報することを妨げない。〔法第7条第3項、法第21条6項要約〕

通報者の保護

- 都道府県・市町村又はその業務委託先においては、高齢者虐待に係る通報又は届出を受けた場合、当該職員は通報又は届出者を特定する情報を漏らしてはならない。〔法第8条、第17条第3項、第23条要約〕
- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待防止法に基づく通報を行うことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。〔法第21条第7項要約〕

高齢者虐待防止に関する取組

施設の設置者等は、職員に対する研修の実施など高齢者虐待防止のための措置を講ずるものとする。

- 認知症を正しく理解する ⇒ 認知症サポーター養成講座(随時)【市町村】
- 認知症高齢者の介護 ⇒ 認知症介護実践者研修(年4回)、認知症介護基礎研修(年4回)〔H28創設〕
- 高齢者の権利擁護 ⇒ 権利擁護推進員養成研修(年2回)、高齢者虐待防止研修会(年2回)の開催

〔法第20条要約〕

※島根県弁護士会の取り組み

- ・高齢者・障がい者のための無料電話法律相談
- ・日時: 毎週火曜日 13時30分～16時まで (祝祭日等はお休み)
- ・対象は高齢者(おおむね65歳以上)・障がい者(手帳の有無は問わない)及び家族等

(TEL 0120-448-110)